

第1章 基本方針

1 避難所の目的

緊急的な一時避難場所ではなく、避難生活の場となる避難所の管理・運営のあり方を示すもの

2 避難所の機能

安全の確保 水・食料・生活物資の提供 生活場所の提供 健康の確保
衛生的環境の提供 情報の提供・交換 コミュニティの維持・形成

3 対象となる避難者

避難所での生活者 在宅等避難所外の被災者 被災地外に避難した者
帰宅困難者

4 大規模災害時の避難所の状況想定

・時間軸に沿って、避難所の様相を一覧化
・発生時間帯や季節ごとの留意事項を記載
・地域特性（海岸、河川、中山間）を踏まえた留意事項を記載

5 関係機関等の役割

国、県、市町、避難者、地域住民等の役割について記載

第2章 一般避難所編

○は新規・拡充記述項目

1 事前対策の指針

(1)避難所の指定

- 手順:施設調査→収容能力確認→配置・経路検討→ハザード内、孤立可能性施設の対策検討→住民・施設管理者との調整
- ・対象施設：学校、公民館等公共施設、民間施設

(2)避難所としての施設利用計画づくり

- ・就寝スペース3㎡/人を確保
- 要援護者の利用との峻別や女性等への配慮

(3)避難所管理運営体制の整備

- ・配置計画の作成、職員を2名以上配置
- 住民の自主運営組織の育成

(4)避難所機能を発揮するための施設・設備の整備

- 非構造部材の耐震化、バリアフリー化
- 情報伝達手段（TV、衛星電話、コミュニケーションポード）

(5)避難所における備蓄、通信手段の確保

- 医薬品、アレルギーへの対応等の配慮
- 防災用資機材、段ボールベッドの紹介
- 特設公衆電話の計画的配置

(6)避難所開設・運営訓練

- ・住民参加型の実動訓練、図上訓練

(7)避難所の周知

- ・避難所の所在、役割等を住民に事前周知

(7)女性への配慮

- 居住スペース、トイレ等に関する配慮
- 女性向けの物資配布体制の整備

(9)生活場所の提供

- ・長期避難生活になる場合の間仕切り、畳、カーペット等の導入

(11)衛生環境の確保

- 仮設トイレの設置、定期的くみ取り体制整備
- マンホールトイレ、車載型トイレの紹介
- ・感染症予防対策の実施

(13)ボランティアの受入

- ・窓口の開設、関係機関の連携図を挿入

(15)愛玩動物対策

- 飼育スペースの確保、飼育者の届け出

2 応急対策の指針

(1)避難所の開設

- 災害の発生又は予想→開設判断→指示→施設の安全性判断→広報・解錠→受入

(2)開設期間

- ・開設→閉鎖又は延長手続→（ライフライン復旧・仮設住宅建設開始）→避難所統合→（仮設住宅建設完了）→閉鎖

(3)避難所不足への対応

- ・追加指定の検討
- ・市町域外での避難所の開設検討（被災者登録システムの活用）

(4)管理責任者の配置と役割

- ・市町職員の配置、学校教職員の協力

(5)避難者・避難所の情報管理

- ・市町災害対策本部と避難所で収集・伝達する情報を整理（災害情報、避難者数、要援護者情報、安否確認情報等）
- ・情報伝達手段、ルート、処理方法等の明確化

(6)災害時要援護者への対応

- ・要援護者の種別ごとに支援方針を整理
- ・食料品、生活物品など要援護者の必要品を例示
＊詳細は「災害時要援護者支援指針」

(8)水・食料・生活物資の提供

- ・調達、配分等の方法について整理
- ペットボトル湯たんぽの紹介

(10)健康の確保

- ・救護所の設置、救援班の派遣
- ・こころのケア対策の実施

(12)広報・相談対応

- ・コミュニティFM、ネットワーク端末の整備
- ・要援護者窓口の設置、障害者に配慮した媒体提供

(14)帰宅困難者への対応

- ・受入、物資や情報の提供

(16)避難所の統廃合・撤収

- ・ライフラインの復旧、流通の回復等統廃合や撤収の目安を記述

第3章 福祉避難所編

1 福祉避難所の目的

- ・災害時要援護者の受入
- ・災害関連死等二次被害の防止

2 福祉避難所の機能

- ・バリアフリー化、空調機能
- ・要援護者用物資の備蓄
- ・専門職員の配置

3 福祉避難所の受入対象者

- ・平常時からの把握
- ・要援護者名簿や福祉部局の情報の活用

4 事前対策の指針

(1)福祉避難所への受入対象者の把握

- 概数や個々の現況等を把握
- 個人情報の管理や共有の体制を整備

(2)利用可能な施設の把握

- リストアップと利用可能スペース等の調査

(3)福祉避難所の指定要件の設定

- 施設の安全性（浸水想定区域外等）
- 施設内での要援護者の安全性（バリアフリー、必要な資機材等）

(4)福祉避難所の指定

- 指定要件の確認
- 社会福祉施設等を優先的に指定
- 民間施設との協定締結
- やむを得ず一般の避難所を利用する場合は、一般利用と明確に峻別

(5)福祉避難所の周知

- 施設名、所在地、運用方法等を周知
- 周知に際してユニバーサルデザインに配慮

(6)福祉避難所の施設整備

- バリアフリー化、空調設備、情報関連機器の確保
- 人工呼吸器等特別な対応が必要な者に対する留意点を整理

(7)物資・器材の確保

- 調達先リストの整備、事業者との協定締結

(8)人材の確保

- 専門的人材の確保のための要請先リストの整備、協定の締結

(9)移送手段の確保

- 福祉車両等の調達先リストの整備
- 自主防災組織、民生委員等への協力要請

(10)社会福祉施設、医療機関等との連携

- 情報共有の場の設定、協定の締結などによる連携・協力体制の構築

(11)福祉避難所の運営体制の事前整備

- 担当職員の配置計画の作成
- 地域住民、専門的人材等を含めた担当班の設置

5 応急対策の指針

(1)福祉避難所の開設及び災害時要援護者の受入

- 住民への周知
- 生活相談職員の配置

(2)福祉避難所の運営体制の確保

- 市町職員の配置
- 施設管理者、福祉・医療関係者、自主防災組織等による支援体制づくり

(3)福祉避難所の避難者名簿等の作成・管理

- 障害等の状態、緊急連絡先、必要とする物資等を記載

(4)他の機関等と連携した福祉サービスの提供

- 平常時のサービスを継続できるよう社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア等の連携

(5)緊急入所等の実施

- 福祉避難所での状態の見極めと、社会福祉施設等への緊急入所の実施

(6)福祉避難所の統廃合

- 避難者の減少等があれば統廃合を検討

〔先進事例の紹介〕

○南あわじ市の福祉避難所

- ・特別養護老人ホームとの協定締結
- ・受入スペースの確保
- ・医療機関との連携による医療支援スタッフの派遣
- ・要援護者用食料、間仕切り、トイレ等の備蓄
- ・運営マニュアルの作成
- ・開設時に市職員を配置